

〔十二〕 定期（満期）雇傭制度撤廃に伴う（本部）

「満期」制度は多量に如何に我々の上として不利なる  
 悪制度であるか洗明を要せぬを得た。我々は四月十三日  
 報復を迫り、直本等、研手段と非之を拒むる也。

実行方法

- 一 各支部 会社、工場、計りて本報規の撤廃運動を遂げること。
- 二 募集地と若しは定交黨民諸君と提携運動を起すこと。
- （但し三月十日）案可法と相違し

以上

4. 3. 18
839

時日 昭和四年三月 日付七時  
 場所 総同盟本部

昭和 四年度 大會報告書

日本労働 総同盟 紡織労働組合

